

療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）入所調整会議の見直しについて

1 療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）入所調整会議設置の背景

平成 24 年の児童福祉法改正により、重症心身障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と療養介護事業所（以下「施設等」という。）の二つの名称をもつ施設となった。それに伴い、18 歳以上の重症心身障害者は、児童相談所と市町村が連携し、真に入所が必要な方が入所できる仕組みが必要となり、関係者による療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）入所調整会議（以下「調整会議」という。）が設置された。

2 調整会議見直しの必要性

調整会議は、療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）入所調整会議事務取扱要領に基づき、施設等に空きができた場合に、支給決定自治体から入所候補者を総合療育相談センターにあげてもらい、その状況を確認しながら、「緊急性」、「養護性」を考慮し優先順位を決定している。また、施設等では、この優先順位がつけられた方を順にその受入れについて検討し、その結果を家族、支給決定自治体に伝え、合意できれば、入所手続きが進められる。

しかし、入所候補者は、総合療育相談センターが各市町村に依頼をかけ、全ての候補者を確認するまでに時間を要している。また、候補にあがった段階では同意しても、実際に入所が可能となった後に様々な理由により、家族が入所を辞退するケースや、入所候補者と施設等で受け入れられる状態像等の乖離により、入所調整が不調に終わるケースが発生する。こうした場合、改めて、入所候補者の選定からはじめ、その結果、数カ月にもわたり、施設等の空きが埋まらないことがある。

契約制度に移行し、施設等の報酬が日割りになったことで、1 日でも空きができれば、減収になり、長期になれば、経営に支障をきたす事態が生じており、このたび、調整会議の見直しを行う。

3 見直しの方向性

- (1) 入所希望者情報をリスト化し、入所に至るまでの時間を短縮する
- (2) 入所希望者の優先順位を最適にする

4 具体的な見直し

(1) 調整方法

ア 総合療育相談センターは空床が発生した施設に、入所希望者情報をリスト化したものを送付する。

(2) 入所希望者の把握と情報収集方法

- ① 総合療育相談センターは、療養介護事業所への入所を希望する者の氏名、生年月日、住所、状態像等の情報（以下「入所希望者情報」という。）をリスト化

(以下「入所希望者名簿」という。) するため、半年に1回、各市町村に照会する。

- ② 各市町村は、入所希望者に対し、入所調整に携わる関係機関との個人情報共有の同意の有無まで確認し、入所希望者情報及び療養介護事業所入所希望者個別調査票を総合療育相談センターに提出する。
- ③ 総合療育相談センターは、入所希望者情報及び療養介護事業所入所希望者個別調査票を確認し、不明箇所等がある場合は、必要に応じて市町村に問い合わせ補正し、入所希望者名簿を施設ごとに作成する。
- ④ 空床が発生した施設等は、総合療育相談センターにその旨を連絡する。
- ⑤ 総合療育相談センターは、④の連絡をした施設等に入所希望者名簿を提供する。
- ⑥ 施設等は入所希望者名簿に掲載された優先順位が高い方から、施設内の検討会議で検討し、入所に向けた調整を行う。

5 その他

- (1) 総合療育相談センターは、入所希望者情報を半年に1回更新し、各市町村が把握した新しい入所希望者情報については、随時受付け、更新する。
- (2) 施設等は、空床が発生する毎に最新の入所希望者情報リストを総合療育相談センターから提供を受けるものとする。
- (3) 入所調整としての対面会議は行わないが、年1回、12月頃を目安に関係者による会議を開催し、運用状況の確認及び意見交換等を行うものとする。

6 今後のスケジュール

令和8年4月 運用開始

療養介護事業所（医療型障害児入所施設）入所調整の流れ（案）

①～⑩は空床発生時の流れ

☐・☒は空床発生に関わらず行う事務

